

別冊税務弘報『表解税務ハンドブック』のお詫びと訂正

『表解税務ハンドブック』に誤りがございましたので、次のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

該当頁	正	誤
164頁 下から15行目	住の用に供した日の属する年以後 <u>10</u> 年間の～	住の用に供した日の属する年以後 <u>6</u> 年間の～
275頁 寄附金の損金算入限度額の一般寄附金の損金算入限度額の計算の(1)の算式中	所得金額 × $\frac{2.5}{100}$	所得金額 × $\frac{2.5(1.25)}{100}$